

手話に関する施策の基本方針

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に取り組むため、手話言語条例第7条の規定に基づき施策の基本方針を次のとおり定めます。

1. 手話への理解を深めるための取り組み及び手話の普及に関する事項

(1) 施策の基本的方向

町民の手話への理解を深め、手話の普及をおこなうため、普及啓発活動や手話に親しみ、いつでも手話を学べる環境づくりの構築に努めます。

(2) 推進施策の内容

- ①手話言語条例の周知に関する取り組みを実施します。
- ②手話に対する理解の促進及び普及啓発に関する取り組みを実施します。
- ③町職員に対し、手話に関する研修を実施します。
- ④子どもたちに、手話とふれあう機会を提供するとともに、聴覚障がいへの理解の促進に努めます。
- ⑤町民に、手話に関する学習の機会を提供します。
- ⑥町内事業者に対し、手話に対する理解の促進及び手話の普及啓発に向けた取り組みを実施します。

2. 手話による情報取得に関する事項

(1) 施策の基本的方向

町が発信している音声言語による行政情報等や、町主催の講演会等において、手話を使う町民が情報を取得しやすい環境づくりに努めます。

(2) 推進施策の内容

- ①町主催のイベントや講演会等における手話通訳の実施に努めます。
- ②手話による行政情報の発信について検討を行います。

3. 手話による意思疎通の支援に関する事項

(1) 施策の基本的方向

手話を使用する町民が自立した日常生活を営み、社会参加をするうえにおいて、重要な役割を担っている手話通訳者の養成及び確保に努めるとともに、手話通訳者の設置の充実に努めます。

(2) 推進施策の内容

- ①手話通訳者の設置を推進します。
- ②手話通訳者の技術の向上を図るための方策について検討します。

③手話通訳者が活動しやすい環境をつくるための方策について検討します。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。